

淡 環 第 202 号
令和8年（2026年）1月9日

会員番号 ◎00◎-◎◎◎◎◎
◎◎ ◎◎ 様

公益財団法人 淡海環境保全財団
理事長 高木 浩文（公印省略）

びわ湖カーボンクレジット俱楽部に関する実績報告書の提出について（依頼）

CO₂ネットゼロ社会づくりの推進につきまして、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当財団が実施する、既存住宅への再エネ・省エネ設備の設置に対する補助金「スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金」の交付決定と同時にご入会いただきました「びわ湖カーボンクレジット俱楽部」につきまして、同俱楽部運営規約第5条の規定に基づき、下記により発電電力量および売電電力量の実績を報告願います。

記

1. 対象設備：令和4年度以降に当財団の補助金を受けて設置された太陽光発電システムもしくはエネファーム
2. 報告内容：設備設置から確認日までの累積の発電電力量および売電電力量
3. 提出物：①別紙「実績報告書」
②発電電力量および売電電力量がわかる資料（モニターの写真など）
4. 提出期限：令和8年1月30日（金）
5. 提出先：（公財）淡海環境保全財団
6. 提出方法：電子メールまたは郵送（同封の封筒で）
7. その他：実績報告書の様式は、財団ホームページにも掲載しています。
電気使用量ではなく、発電電力量および売電電力量を報告して下さい。

《実績報告の提出先、お問合せ先》

公益財団法人 淡海環境保全財団

TEL：077-569-5301 メールアドレス：pv@ohmi.or.jp

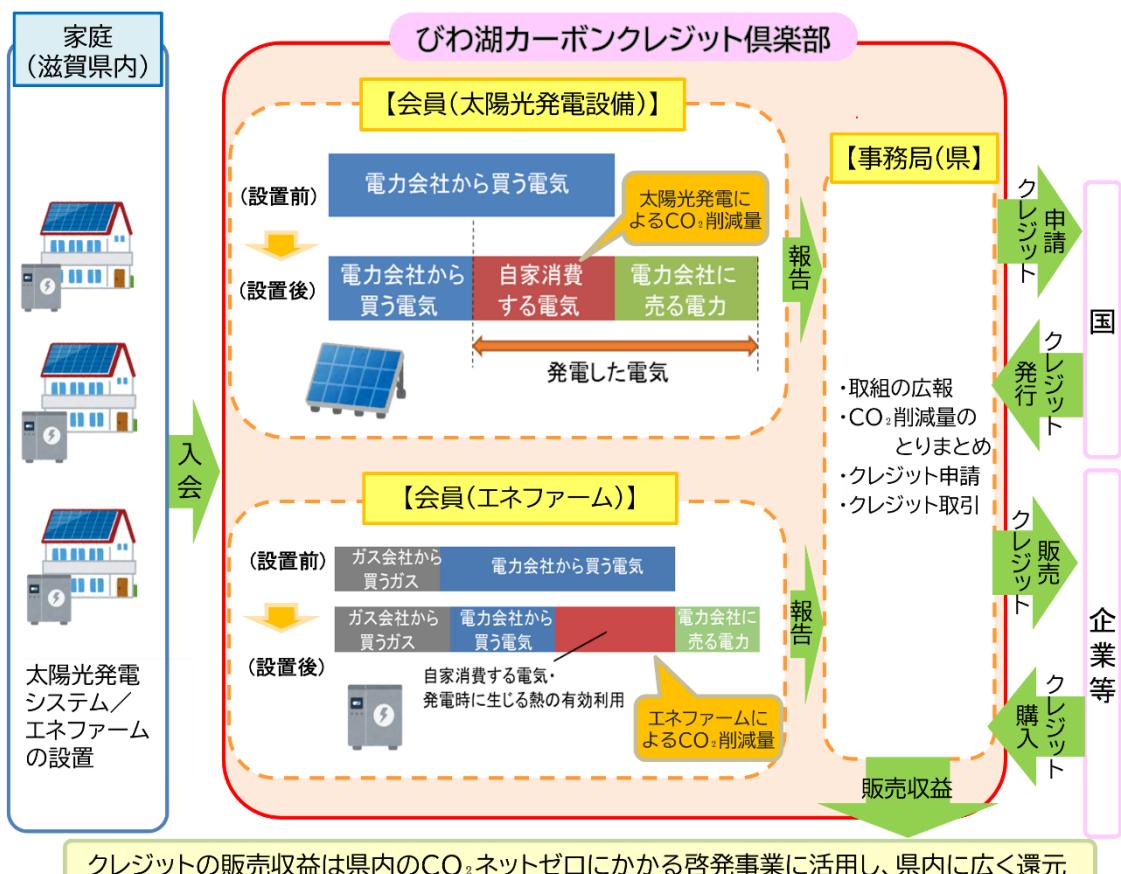
〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆 2108 番地 淡海環境プラザ内

（裏面もご覧ください）

参考：びわ湖カーボンクレジット俱楽部とは

滋賀県では県の補助事業を活用し設備導入によるCO₂削減量をとりまとめ、国のJ-クレジット制度によるCO₂削減価値をクレジットとして「見える化」することで、CO₂ネットゼロ社会づくりに向けた取り組みを推進しています。びわ湖カーボンクレジット俱楽部への入会および入会後の実績報告書の提出を条件として、補助金を交付しておりますので、ご協力をお願いします。

■ びわ湖カーボンクレジット俱楽部(太陽光発電／エネファーム)の仕組み



県民の皆さんのCO₂削減価値を県が取りまとめてクレジット化し、企業等に販売することで、その収益を県内のCO₂ネットゼロにかかる啓発事業に活用する仕組みです！

びわ湖カーボンクレジット俱楽部

(太陽光発電システム・エネファーム) 実績報告書

びわ湖カーボンクレジット俱楽部運営規約第5条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

1. 報告者

会員番号	(通知文に記載しています)	
設置設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> エネファーム
氏名		
住所	〒	
電話		

2. 実績報告

設備設置日	令和 年 月 日	※令和4年4月1日以降です。
確認日	令和 年 月 日	
① 設備設置日から確認日までの累計発電電力量		kWh
② 設備設置日から確認日までの累計売電電力量		kWh
※室内モニター等の <u>累計の発電電力量・売電電力量が表示される画面</u> をご確認いただき、上記の①・②の両方を記載ください。		
※モニター等で発電電力量は確認できるが売電電力量が確認できない場合は、電力会社発行の受給電力量のお知らせや買取実績照会サービス（「はぴeみる電」、「うちの発電量」「マイ大阪ガス」等）で売電電力量を確認願います。		
※月ごとの数値のみが表示される機器の場合は、各月の発電電力量、売電電力量の合計を記載ください。		
(エネファームの方のみ) 蓄電池を併設している		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

3. 添付書類（必須）

<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none">ご記入いただいた発電電力量及び売電電力量が確認できるモニター画面等の写真（撮影日の日付が分かる写真）（月ごとの場合はすべての月の画面の写真）モニター等で発電電力量は確認できるが売電電力量が確認できない場合は、電力会社発行の受給電力量のお知らせや買取実績照会サービス（「はぴeみる電」、「うちの発電量」「マイ大阪ガス」等）の写し
※写真は必ず添付してください（コピー用紙等に印刷したものでも結構です）。	

4. 提出先

公益財団法人 淡海環境保全財団

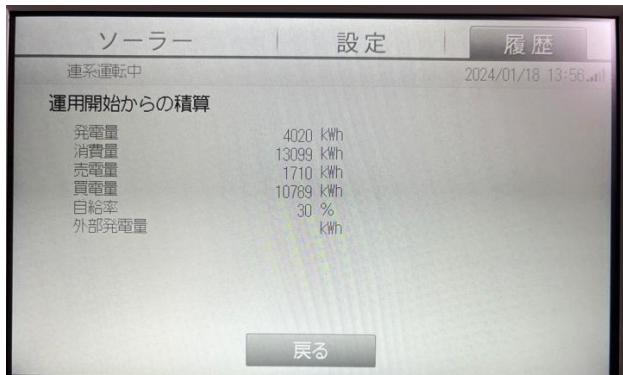
E-mail : pv@ohmi.or.jp

郵送 : 〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108 淡海環境プラザ2階

モニター画面の写真など数値のわかる資料を必ず添付して下さい。

■太陽光発電システム モニター画面の例

①S社



発電量=4,020kwh
売電量=1,710kwh

②P社



発電量=8,281kwh
売電量=4,692kwh

③スマホ画面



「ライフタイム」は累積の電力量です。

発電量=6.56Mwh=6,560kwh
売電量=4.36Mwh=4,360kwh

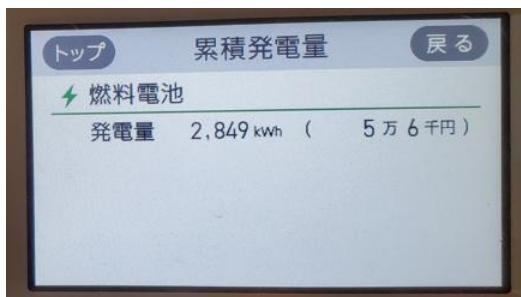
■エネファーム モニター画面の例

①売電している場合



モニター画面の写真など数値のわかる資料を必ず添付して下さい。

②売電していない場合（発電のみ）



発電量=売電量+自家用=8,851kwh
売電量=2,448kwh

③スマホ画面



発電量=発電（自家使用）+売電
=5,975.3kwh
売電量=2,296.7kwh

※ただし、この例は2023年分のみの数値です。
例えば、2022年6月に設置された場合は、2022年・2023年・2024年・2025年と、2026年の確認日までの数値を報告して下さい。

びわ湖カーボンクレジット俱楽部
(太陽光発電設備、コーチェネレーションシステム) 運営規約

(目的)

第1条 びわ湖カーボンクレジット俱楽部（以下「本会」という。）は、滋賀県が実施する「滋賀県の家庭における太陽光発電設備、コーチェネレーションシステム導入によるCO₂削減プロジェクト」の一環として、本会の会員が太陽光発電設備またはコーチェネレーションシステムを使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（令和3年12月2日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づき、J-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出されたJ-クレジットの売却益をCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する事業に活用することを目的とする。

(運営および管理)

第2条 本会の運営および管理は、滋賀県（以下「運営・管理者」という。）が行う。

2 運営・管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会入会届の受理および入会資格の確認に係る業務
- (2) J-クレジット認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- (3) J-クレジット認証委員会へ実績報告およびJ-クレジットの認証申請に係る業務
- (4) 認証されたJ-クレジットの売却に関する業務
- (5) CO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する事業への活用に係る業務

3 運営・管理者として必要な事務は、滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課において行う。ただし、運営・管理の全部または一部を外部に委託して行うことができるものとする。

(入会申込)

第3条 本会に入会しようとする者は、「びわ湖カーボンクレジット俱楽部（太陽光発電設備、コーチェネレーションシステム）入会届」に必要事項を記入し、本会に提出するものとする。

(入会資格)

第4条 本会に入会しようとする者は、創出されたJ-クレジットの売却益がCO₂ネットゼロ社会づくりに寄与する事業への活用に係る業務に利用されることに同意のうえ、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 「びわ湖カーボンクレジット俱楽部（太陽光発電設備、コーチェネレーションシステム）入会届」を提出した日の2年前の日以降に、太陽光発電設備またはコーチェネレーションシステムを住宅に設置し、発電された電力の全部または一部を自家消費していること。
- (2) 設置するコーチェネレーションシステムにおいて、蓄電池を併用していないこと。
- (3) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (5) 太陽光発電設備およびコーチェネレーションシステムを使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ無償譲渡すること。
- (6) 本会に登録する太陽光発電設備およびコーチェネレーションシステムが、他の類似制度およびJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

(実績報告)

第5条 会員は、運営・管理者から要請があった場合、運営・管理者が指定する日までに、運営・管理者あてに、発電実績を「びわ湖カーボンクレジット俱楽部（太陽光発電設備、コーチェネレーションシステム）実績報告書」にて郵送または電子メール等で報告しなければならない。

(業務の報告)

第6条 運営・管理者は、会員に対して、第2条第2項各号に掲げる業務の実績について、年に1回、報告を行う。

2 前項の報告は、運営・管理者のホームページに掲載することにより行うものとする。

(設備の処分等)

第7条 会員は、第10条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備が毀損または滅失したとき。
- (2) 太陽光発電設備を処分（譲渡、交換、貸付、または担保に供すること）しようとするとき。

(退会)

第8条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、運営・管理者に「びわ湖カーボンクレジット俱楽部退会届」を提出するものとする。

2 運営・管理者は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第4条に定める入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合
- (3) 前項の届出があった場合
- (4) 第10条に定める期間を経過した場合

(会費)

第9条 本会の会費は無料とする。

(会の存続期間)

第10条 本会の存続期間は、滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画の計画期間である2031年3月31日までとする。ただし、同計画が見直された場合は、この限りではない。

(個人情報の取扱い)

第11条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

(規約の改定)

第12条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

附 則

本規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和6年5月9日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用する。

附 則

本規約は、令和7年3月19日から施行する。